# 防火管理者選任（解任）届出書の記入要領

## ①　届出者の欄について

管理権原者名を記入してください。
また、所在地、事業所名は正式名称で記入してください。

## ②　種別について（甲種及び乙種の区分）

甲種防火対象物とは、消防法施行令別表第１の１項から４項まで、５項イ、６項、９項イ、１６項イ及び１６の２項のもので、延べ面積が３００㎡以上のもの。また、令別表第１のその他のもので、延べ面積が５００㎡以上のものをいいます。

乙種防火対象物とは、消防法施行令別表第１の１項から４項まで、５項イ、６項、９項イ、１６項イ及び１６の２項のもので、延べ面積が３００㎡未満のもの。また、令別表第１のその他のもので、延べ面積が５００㎡未満のもの。

## ③　管理権原について（単一管理権原及び複数管理権原の区分）

管理権原者とは、防火対象物の所有者や賃借人がこれに当たります。大規模なビルなど、使用する者と管理する者が分かれている場合は、その管理する側の代表である社長や理事長などが該当します。

単一管理権原は、防火対象物全体を一人の管理権原者によるものをいいます。
複数管理権原は、防火対象物内に二人以上の管理権原者が存在し、それぞれの部分を各管理権原者によって取り扱われているものをいいます。

## ④　令第２条を適用するものについて

同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である別表第１に掲げる防火対象物が２以上あるときは、それらの防火対象物は、法第８条第１項の規定の適用については、一の防火対象物とみなします。

例）　小学校・中学校のように、敷地内に校舎や体育館が存在するとき、共同住宅のように１棟・２棟と建築されているときは、それぞれの建物名称、用途及び収容人員を記入してください。収容人員の合計は、上の収容人員の欄に記入してください。

⑤　令第３条第３項を適用するものについて

甲種防火対象物でその管理について権限が分かれているものの管理について権限を有する者がその権限に属する防火対象物の部分（消防法施行規則第２条の２第１項第２号イからハに掲げるもの）に係る防火管理者を定める場合における第１項に掲げるものの名称を記入してください。

⑥　防火・防災管理者の選任　資格　講習について

消防法施行令第３条第１項第１号イに該当する場合、甲種にチェックしてください。新規講習を修了した方は、（ ）内の新規講習にチェックしてください。新規講習を修了し、再講習を受講する必要がある防火対象物の防火管理者に選任された場合、再講習を修了した方は、再講習にチェックしてください。

甲種防火対象物は、甲種防火管理講習を修了した方でなければ防火管理者に選任することはできません。

講習機関は、修了証を交付した機関名を記入してください。

修了年月日は、修了証に記入された修了年月日を記入してください。

⑦　その他について（令第３条第１項第　号）

消防法施行令第３条第１項第１号ロからニに該当する場合、空欄に数字の１を、（ ）内にはロからニのいずれかを記入してください。

⑧　その他について（規則第２条第　号）

消防法施行規則第２条第７号に「市町村の消防団員で、３年以上管理的又は監督的な職にあった者」と記入されています。これは、班長以上をいいます。班長以上通算３年で防火管理者の資格があることから選任は可能です。この場合、空欄に数字の７を、（ ）内には班長以上３年と記入します。

なお、添付書類として証明書が必要となりますので、市役所など関係機関より入手するようにしてください。

⑨　防火・防災管理者の解任について

新規に防火管理者を選任する場合は、解任する方がいませんので、記入する必要はありません。前任者がいる場合は、選任と解任が同時となりますので、前任者の氏名等を記入してください。

上記記入以外のその他のことについては、備考欄の内容を参考に記入してください。不明な点があれば、作成前に管轄する各消防署へお問合わせ願います。